

令和8年度フードトラック事業事業者公募要領

令和8年4月1日

- 事業目的 久御山町内には約1,500もの事業所が立地し、産業が集積している一方でエリアの特性上飲食店の出店が難しく、特に昼食環境が課題であることを受け、フードトラックによる昼食提供を行うことで町内の就業環境の向上を図るため、令和3年度に開始した上記事業について、引き続き出店事業者を公募する。事業者は町が進める「まちのにお構想」に基づくフードトラック事業の趣旨を理解した事業者の民間活動として同事業を実施、その結果について事業者と町で共有する。
- 場 所 久御山町内
- 対 象 者 出店・営業に必要な機材・許可等を得ている者
- 応募要件
 - ・久御山町内に店舗可能であること
 - ・出店に必要な機材（自動車含む）等、営業に必要な許可等を得ていること
 - ・販売品は久御山町産の野菜等を使用したものであること
- 応募方法
 - (1) 応募期間
令和8年4月1日（水）～ 令和8年10月30日（金）＜必着＞
 - (2) 応募書類
応募用紙兼事業計画書及び営業許可書等の写し
 - (3) 提出先
久御山町役場事業環境部産業・環境政策課
- 町の支援 事業者紹介を含む町広報紙等でのPR
- 特記事項
 - (1) 出店先や日程は、出店事業者が直接交渉を行い決定する。
 - (2) 町の支援以外の、出店に際して必要な宣伝等は出店事業者が行う。
 - (3) 庁舎を含む町の公共施設を利用及び敷地に出店する場合は、条例等に基づく施設ごとの規則に従うこととし、必要な申請手続き等を行う。また、条例等に基づく使用料等を徴収する。
 - (4) 出店前の準備として、まちの駅クロスピアくみやまの加工室1の使用を認めることとし、使用料は別途定める運用に基づき徴収する。
 - (5) 前年度以前に本事業に応募し、継続の意思がある者については再度の応募を省略することができる。ただし、(3)に係る手続きは別途行うこと。